

公募型プロポーザル実施要領

1 目 的

この要領は、標記業務の受託予定者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 委託業務の名称

滋賀県希望が丘文化公園活性化事業 PFI アドバイザリー業務

(2) 業務の内容等

業務委託仕様書による。

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年9月30日（木）まで

3 予定価格

48,400,000円（消費税および地方消費税を含む。）

ただし、各年度の支払上限金額を下記のとおりとする。

令和7年度 16,600,000円

令和8年度 27,600,000円

令和9年度 4,200,000円

4 参加資格

(1) 単独の事業者による参加の場合

ア地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

イ滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。

ウ滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと、その他の滋賀県の機関が定める指名停止等の基準による指名停止の措置期間中でないこと。

エ滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

【営業種目：大分類：役務 中分類：各種調査業務】

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続に間に合わないことがある。

- ・滋賀県物品・役務調達システム
- ・滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号 Tel:077-528-4314

(2) 共同企業体（JV）による参加の場合

ア共同企業体の各構成員が、上記（1）の参加資格を満たすこと。

イ共同企業体結成に係る協定を締結していること。

ウ共同企業体の構成員は、事業期間を通じて、本事業を遂行する義務を連帯して負っている者であること。

エ共同企業体の各構成員が、本公募型プロポーザルに参加する単独の事業者または他の共同企業体の構成員でないこと。

5 プロポーザル説明会

開催しない。

6 質問および回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、審査内容に関しない軽微な確認事項を除き、下記により受け付ける。

(1) 質問受付期限

令和 7 年 5 月 2 日（金）17時まで

(2) 質問方法

質問書（様式 1）を使用すること。

なお、提出方法は電子メールとし、下記（3）の質問送信先に送付すること。

なお、電子メール送信後には受信確認のため必ず電話で連絡すること。

(3) 質問送信先

滋賀県文化スポーツ部文化芸術振興課総務係

メールアドレス：sc00@pref.shiga.lg.jp、送信確認用電話番号：077(528)3341

(4) 質問に対する回答

全ての質問および回答については、令和 7 年 5 月 9 日（金）を目途に質問者に対して電子メールで回答するとともに、質問および回答の内容について、滋賀県文化芸術振興課ホームページ（<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/bunakasports/bunkageizyutsu/>）に掲載する。

7 企画提案書等の提出

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類等を作成し提出すること。なお、提案は、1 者につき 1 案とする。

(1) 提出物

- ①公募型プロポーザル応募申込書（様式2－1または様式2－2）・・・1部
- ②企画提案書（様式3）・・・1部
- ③企画提案書別紙・・・6部
 - ・A4版で作成すること。
 - ・表紙を作成し、提案者名を記載すること。
 - ・表紙以外の資料に提案者の名称、ロゴ等を記載しないこと。
 - ・企画提案として、次の項目について記載すること。
 - ア 仕様書に示す業務の遂行に当たっての基本的な方針
 - イ 仕様書に示す業務の遂行に当たっての具体的な手法
 - ウ 仕様書に示す業務の遂行に当たって留意する事項
 - エ 業務実施体制（組織体制、総括責任者、担当者、再委託先（業務の一部を再委託する場合のみ）等）
 - オ 業務実施スケジュール
- ④添付書類・・・6部
 - ア 法人の概要がわかるもの（パンフレット等）
 - イ 定款
 - ウ 過去3年の事業報告書
 - エ 類似業務に係る受託実績（平成27年4月1日以降）の説明書
- ⑤概算見積（様式自由・押印不要）・・・1部
 - ・仕様書に掲げる業務について、着手から事業完了までの全てに要する経費とその内訳、消費税および地方消費税額を明記すること。
- ⑥社会政策面の取組の証明書類（該当する項目のみ）・各1部
 - ア 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証（滋賀県発行）の写し
 - イ 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し
 - ウ 高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し
 - エ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し
 - オ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、申立書
 - カ 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書（滋賀県発行）の写し
 - キ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し
 - ク 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知（滋賀県発行）の写し
 - ケ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し
 - コ 「環境マネジメントシステム」のうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場

合には、a については、審査登録機関の証明書の写しを、a 以外については、認証、登録証の写し

- a 国際標準化機構が定めた規格 I S O14001に適合している旨の認証
- b 一般財団法人持続性推進機構（平成23年 9 月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録
- c 特定非営利活動法人K E S 環境機構の実施するK E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
- d 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

（2）提出期限・方法等

- ・提出期限：令和 7 年 5 月16日（金）17時必着（受付時間は土日、祝日を除き、平日 9 時から17時まで）

※期限に遅れた場合は、いかなる場合も失格とする。郵送による場合は提出期限までに到着したものに限り受け付ける。

- ・提出方法：持参または簡易書留郵便により提出すること。

- ・提出先：滋賀県文化スポーツ部文化芸術振興課総務係

〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号 （県庁新館 3 階）

8 審査および契約予定者決定の方法

- （1）滋賀県文化スポーツ部文化芸術振興課が設置する審査会（審査委員 3 名）において、提出された企画提案書等に基づき、契約予定者 1 者を選考する。
- （2）審査会では、以下の項目について評価を行い、総合点が最も高かった者を本業務の契約予定者とする。ただし、総合点が満点（100点）の 6 割（60点）未満の場合は、契約予定者とししない。

	評価項目		配点
①	的確性	・業務目的や本案件の特性を十分理解しているか ・実施の手法等は的確で合理的かつ具体性があるか	20
②	企画力	・業務の実施方法等に本案件の課題解決に資する独自の提案があるか	20
③	実現性	・業務の実施体制は十分に整っているか ・業務の大部分を第三者に委託していないか ・業務の全体スケジュールは適切か	20
④	専門性	・類似業務の実績があるか ・業務の円滑な実施に必要な専門的知見や情報収集のためのネットワークを有しているか	24
⑤	経 済 性	・予定価格に対する提案価格の割合により 5 段階評価とする。 ・ 80%未満 …10点 ・ 80%以上85%未満… 8 点 ・ 85%以上90%未満… 6 点 ・ 90%以上95%未満… 4 点 ・ 95%以上100%以下… 1 点	10
⑥	社会政策	・滋賀県内に本店または本社を置いているか	1
⑦		・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主とし	1

		て厚生労働大臣の認定を受けているか	
⑧		・高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか	1
⑨		・障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。 a 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されているか。 b 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用しているか。 c 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けているか。 d 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
⑩		・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
⑪		・環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けているか a 国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証 b 一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録 c 特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 d 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	1
合 計（満点）			100

- (3) 審査の結果については全ての参加者に対し速やかに文書で結果を通知する。
- (4) 審査会後に企画提案内容についての具体的な内容や経費等を精査し、選定した契約予定者と速やかに契約協議を行う。その際、業務の実施方法や経費などについて条件を付したり、変更したりする場合がある。
- (5) この結果、業務内容および契約金額について合意に達した場合に委託契約を締結するものとする。
- (6) 協議が不調に終わり、契約に至らなかった場合には、審査結果において総合点が次に高い参加者を契約予定者として、協議を行うことがある。
- (7) 審査会で契約予定者に選定されなかった参加者は、通知を受けた日から起算して7日以内（土曜日、日曜日を除く営業日）に書面（任意の様式）により、文化芸術振興課に対して不採用の理由についての説明を求めることができる。説明を求める書面を受け取った日から起算して7日以内（土曜日、日曜日を除く営業日）に当該説明を求めた参加者に対して書面により回答する。

9 失 格

次の各号に該当した場合、失格になるので注意すること。

- (1) 提出期限等に遅れた場合
- (2) 提出書類に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提案書の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合

- (5) 参加資格を有していないことが判明した場合
- (6) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

10 その他注意事項

- (1) 本プロポーザルに関連して、滋賀県が参加者より提出を受ける全ての書類や資料の所有権は滋賀県にあるものとし、返却しない。
- (2) 提案書等の作成に生じた経費および参加にかかる経費は、全て参加者の負担とする。
- (3) 提出された提案書等を受理した後の内容の変更（加筆、訂正および差し替え等）は認めない。
- (4) プロポーザル応募申込書や企画提案書を作成した同一のスタッフが業務終了まで主な担当者として業務を行うこと。
- (5) 委託料の支払いについては、委託業務終了後に精算払いとする。ただし、滋賀県が必要と認めたときは、委託料の全部もしくは一部について前金払することができる。
- (6) 手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限定する。
- (7) 提出された提案書の記載事項について、滋賀県が参加者に無断で他の目的に使用することは無い。

11 問い合わせ先

滋賀県文化スポーツ部文化芸術振興課総務係 担当：中村

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号

電話番号：077(528)3341 メールアドレス：sc00@pref.shiga.lg.jp